

加須市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

令和4年6月

加須市

加須市分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策 に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定 めるものの量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

本市は、平成24年1月、向こう10年間の加須市のまちづくりの指針として「加須市総合振興計画」を策定し、市の将来都市像である「水と緑と文化の調和した元気都市かぞ」を掲げるとともに、まちづくりの基本的な姿勢等について定めた。また、この計画の部門計画として、加須市環境基本条例に基づき「加須市環境基本計画」を策定し「豊かな自然と快適な環境のまちづくり」を望ましい環境都市像に掲げ、その実現に向けた施策の大綱を定めた。

これら上位計画と整合を図りながら、平成24年3月には「加須市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本市の一般廃棄物の処理に関する課題を踏まえて、一般廃棄物の排出抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針を定めた。

この一般廃棄物処理基本計画では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を構築する必要があるとして、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であるとしている。

このためには、ごみのリデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペアの5Rを一層推進することにより、天然資源の保護や地球環境問題の解決にも寄与し得る「持続可能な循環型社会」を構築し、市民や事業者が主体的にごみの資源化・減量化に取り組むことが必要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の5Rを推進し、資源化の促進と最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

なお、本市は、平成25年4月から分別品目の統一や有料指定ごみ袋制度、粗大ごみ戸別収集制度などの新たなごみ分別収集・処理体制をスタートし、より一層のごみの資源化・減量化を推進しているところである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の5Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

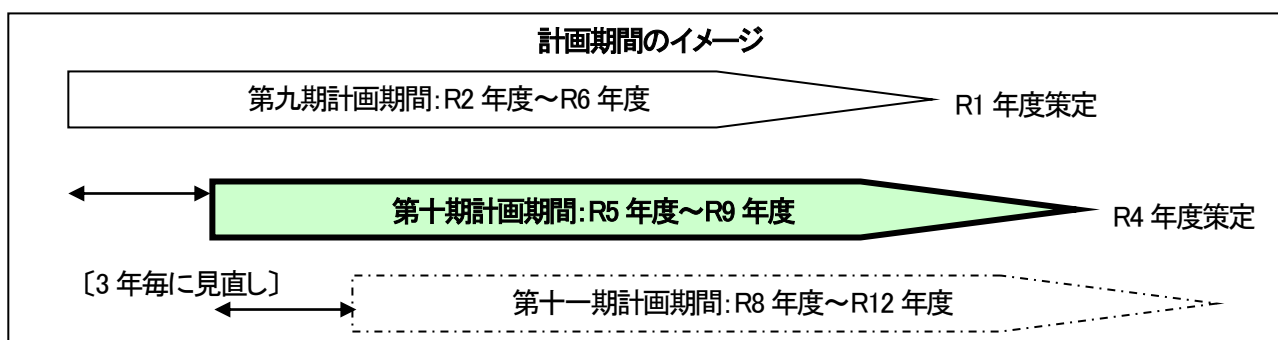
2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、一般廃棄物処理基本計画に掲げる「水と緑が豊かな自然環境と快適な環境づくり」を目指し、地域の省資源・省エネルギーに努め、ごみの発生抑制・排出抑制や資源化、5Rの推進により、循環型社会を構築していくことを基本目標とする。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・資源化・5Rを推進する。
 - ・市民は、環境に配慮した生活様式の工夫と改善を推進する。
 - ・事業者は、自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を推進する。
 - ・市は、市民・事業者の取組を促すための施策を実施する。
- (2) 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築
 - ・ごみの収集運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境負荷の低減と資源エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境に配慮したごみ処理システムを構築する。また、安全で適正な処理体制を整備する。
 - ・市民・事業者に徹底した分別の協力を求める。

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。



4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

なお、紙製容器包装については、「その他の紙」として紙製容器包装以外の紙類と同時に分別収集をし、リサイクルを行っている。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、次のとおりとする。
(単位 t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	8,854	8,803	8,754	8,679	8,605

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み (単位 t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	304	302	301	298	296
アルミ製容器	480	478	475	471	467
無色のガラス製容器	785	780	776	769	763
茶色のガラス製容器	608	605	601	596	591
その他の色のガラス製容器	136	135	135	133	132
飲料用紙製容器	216	215	214	212	210
段ボール	1,337	1,329	1,322	1,311	1,299
紙製容器包装	1,097	1,091	1,084	1,075	1,066
ペットボトル	833	828	823	816	809
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)	3,058	3,040	3,023	2,998	2,972

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、効果的な排出抑制が達成できるように、市民、事業者、市の三者が一体となって、相互に連携・協力を図りながら推進していく。

(1) 教育・啓発活動の充実

- ・ 学校へ出向く出前講座や小学4年生を対象としたごみ処理施設見学会を開催し、子供たちが、ごみの資源化・減量化の推進やごみの適正処理過程等の理解を深めることで、意識の向上を図る。
- ・ ホームページ及びスマートフォンで、検索が可能なごみ分別辞典、ごみカレンダー、ごみの減量等に関する情報を掲載し、啓発に努める。
- ・ 広報紙のシリーズ掲載やチラシなどで適宜啓発を行い、意識の向上を図る。

(2) マイバッグの利用、リフューズの推進

- ・ 買い物時にマイバッグを持参し、不要なレジ袋を断るなど、プラスチック等の包装材の利用を削減するため、啓発に努める。

(3) リユース食器の利用・普及

- ・ マイボトル、マイ箸、マイ容器の利用など、市民のリユースの取組を促進するため、啓発に努める。

(4) 有料化制度の継続

- ・ 指定ごみ袋制度による、燃やすごみ及び燃やさないごみの処理手数料の徴収を継続し、ごみの発生抑制・分別の促進を図る。

(5) 資源の分別収集の活用

- ・ 資源物の集団回収を行う団体へ報償金を交付し、ごみの資源化・減量化を推進する。

(6) 分別の徹底

- ・ 燃やすごみの組成調査により状況を把握し、啓発施策に反映していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の延命化、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、処理施設及び収集体制等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄とする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	飲食用びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙（紙製容器包装以外の紙類と同時に収集する）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類・ゴム製品（プラスチック製容器包装以外のプラスチック類やゴム製品と同時に収集する）

《参考》 分別の区分と実施時期

収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール缶	スチール製容器	←				→
アルミ缶	アルミ製容器	←				→
飲食用びん	無色のガラス製容器	←				→
	茶色のガラス製容器	←				→
	その他の色のガラス製容器	←				→
飲料用紙パック	飲料用紙製容器	←				→
ダンボール	段ボール	←				→
その他の紙	紙製容器包装	←				→
プラスチック類・ゴム製品	ペットボトル	←				→
	プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	←				→

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	129		128		128		127		126	
主としてアルミ製の容器	96		96		95		94		94	
無色のガラス製容器	(合計) 203		(合計) 201		(合計) 200		(合計) 199		(合計) 197	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	39	164	39	162	38	162	38	161	38	159
茶色のガラス製容器	(合計) 182		(合計) 181		(合計) 179		(合計) 178		(合計) 176	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	36	146	36	145	35	144	35	143	35	141
その他の色のガラス製容器	(合計) 83		(合計) 83		(合計) 83		(合計) 82		(合計) 81	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	37	46	36	47	36	47	36	46	36	45
主として紙製の容器であって飲料を充てするためのもの(原料として7%以下が採用されているものを除く。)	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	664		660		657		651		645	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 193		(合計) 191		(合計) 190		(合計) 189		(合計) 187	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	193	0	191	0	190	0	189	0	187	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,734		(合計) 2,718		(合計) 2,703		(合計) 2,681		(合計) 2,658	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	1,914	820	1,903	815	1,892	811	1,877	804	1,861	797

※紙製容器包装およびプラスチック製容器包装は「その他の紙」、「プラスチック類・ゴム製品」として分別収集し、リサイクルを行う。ただし、「プラスチック類・ゴム製品」の一部は、民間事業者へ委託し、特定分別基準適合物を選別の上、リサイクルを行う。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{ごみ総排出量変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、収集の効率化と市民の分別排出との適正な役割分担のなかで、一般廃棄物処理基本計画に基づき、各地域ごとの収集方法により分別収集を行う。

また、飲料用紙製容器については、公共施設などの拠点回収を進めるほか、地域団体による集団回収やスーパーなどの店頭回収の促進を図る。

《参考》分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	委託業者による定期回収、住民団体等による集団回収	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	飲食用びん	委託業者による定期回収、住民団体等による集団回収	加須クリーンセンター 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による定期回収、公共施設などの拠点回収、住民団体等による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール		
	紙製容器包装	その他の紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	加須クリーンセンター 民間事業者
	プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）	プラスチック類・ゴム製品		民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市では、リサイクル施設を保有していないことから、びんの処理にあたっては、加須クリーンセンター内のストックヤードで選別後、中間処理業者への委託と資源再生業者に直接搬入し処理している。

ペットボトルについては、加須クリーンセンター内で選別、圧縮、梱包処理を行っている。

《参考》分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	スチール缶	プラスチック コンテナ	平ボディ車 パッカー車	民間処理業者
アルミ製容器	アルミ缶		平ボディ車 パッカー車	民間処理業者
無色のガラス製容器	飲食用びん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	加須クリーンセン ター、民間処理業者
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス 製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る 拠点回収容器	平ボディ車	民間処理業者
段ボール	ダンボール	縛る 拠点回収容器	平ボディ車	民間処理業者
紙製容器包装	その他の紙	ビニール袋	平ボディ車	民間処理業者
ペットボトル	ペットボトル	網 袋 コンテナ	平ボディ車 パッカー車	加須クリーンセン ター、民間処理業者
プラスチック製容器包装	プラスチック類・ ゴム製品	ビニール袋	パッカー車	民間処理業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集、集団回収への支援

- ・地域での分別収集や地域活動団体の集団回収への積極的な活動を支援するため、資源物回収報償金制度を引き続き行う。
- ・ごみの減量化及び資源化を推進するため、ごみ集積所の整備を行う地区リサイクル推進協力会に対する補助制度を引き続き行う。

(2) 広報、普及活動の推進

- ・分別収集に関する説明会の開催
- ・ごみ資源化、減量化等の情報を広報紙に掲載、情報発信・相談窓口の充実
- ・ごみ処理施設見学会等の開催
- ・啓発パンフレット等の作成、配布
- ・地域の清掃・美化活動の充実